

改正

令和5年3月31日規程第33号

那須烏山市公用車ドライブレコーダー設置及び管理運用規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、公用車へのドライブレコーダーの設置並びにドライブレコーダーが記録した映像及び音声の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 那須烏山市公用車管理規則（令和3年12月那須烏山市規則第13号）の規定に基づき市の業務の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 公用車の車内に設置し、車外の映像及び周囲の音声を記録する装置をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーが記録した映像及び音声をいう。
- (4) 記録媒体 電磁的方法によりデータを記録することができるハードディスク、メモリーカード等をいう。

(ドライブレコーダーの設置及び運用)

**第3条** 職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るとともに、交通事故、事件、トラブル等（以下「事故等」という。）の状況確認、原因の分析及び究明並びに事故責任の明確化を図ることを目的として、必要と認める公用車にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置するものとする。ただし、複数台を設置するときは、後方、左方及び右方の全部又はそのいずれかの方向を撮影することができるように設置するものとする。
- 3 ドライブレコーダーを設置した公用車の運行中は、ドライブレコーダーにより常時車外の映像及び周囲の音声を記録するものとする。
- 4 ドライブレコーダーを設置した公用車を運転する職員は、ドライブレコーダーによる記録を中止し、又は記録媒体を取り出してはならない。

(管理責任者等)

**第4条** ドライブレコーダーの適切な設置並びに記録媒体に記録されたデータを含めた適切な管理及び運用の全般を統括管理させるため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作するとともに、記録媒体に記録されたデータを取り扱わせるため、操作取扱者を置く。
- 4 操作取扱者は、管理責任者が選任した者をもって充てる。

(個人情報保護)

**第5条** ドライブレコーダーの設置並びに管理及び運用に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係する法令等（以下「個人情報保護法等」という。）及びこの

規程の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

一部改正〔令和5年規程33号〕

(データの保存及び消去)

**第6条** 記録媒体に記録されたデータは、事故等により一定の衝撃があったときに限り保存するものとする。この場合において、保存されたデータ以外のデータは、上書きにより消去するものとする。

2 前項の規定により記録媒体に保存されたデータの保存期間はおおむね1年以内とし、期間経過後のデータは、上書き又は手動の方法により消去しなければならない。

(データの取扱い制限)

**第7条** 記録媒体に記録されたデータを取り扱うことができる者は、管理責任者及び操作取扱者とし、それ以外の職員は、当該データを再生し、編集し、又は削除してはならない。

2 管理責任者及び操作取扱者は、記録媒体に記録されたデータに個人情報が含まれているときは、個人情報保護法等に基づき適正に取り扱わなければならない。

一部改正〔令和5年規程33号〕

(データの利用)

**第8条** 記録媒体に記録されたデータは、次に掲げる場合に限り、閲覧、解析、複製その他の利用をすることができる。

- (1) 事故等の状況確認並びに原因の分析及び究明を行う必要がある場合
- (2) 安全運行に役立てるための運転手研修に活用する場合

2 前項第2号の規定によりデータを利用する場合において、特定の個人が識別可能な個人情報が含まれているときは、当該個人情報を識別不可能な状態に加工しなければならない。

(公開の制限)

**第9条** 記録媒体に記録されたデータは、那須烏山市情報公開条例（平成17年10月那須烏山市条例第12号）及び那須烏山市情報公開条例施行規則（平成17年10月那須烏山市規則第13号）の規定に準じて取り扱うものとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に公開してはならない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの文書による照会に応じて提供する場合
- (2) 法令等の規定に基づく裁判所、弁護士等からの照会に対し、提供することについて市長が必要と認めた場合
- (3) 事故等の状況及び原因を明らかにするため、その当事者、保険会社又は捜査機関に提供する場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急、かつ、やむを得ないと認められる場合

(公開の申請)

**第10条** 前条第2号又は第3号の規定により記録媒体に記録されたデータの公開を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公用車ドライブレコーダーデータ公開申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは公用車ドライブレコーダーデータ公開決定通知書（別記様式第2号）により、不適当と認めるときは公用車ドライブレコーダーデータ非公開決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(公開の実施)

**第11条** 前条第2項の規定により記録媒体に記録されたデータの公開の決定を受けた者（以下「公開決定者」という。）は、当該データを閲覧し、又は複製データの提供を受けることができる。

2 前項の規定による複製データの提供は、公開決定者が持参する記録媒体にデータを複製することにより行うものとする。

3 管理責任者は、前2項の規定により複製データの提供を行うときは、必要最小限の範囲にとどめるものとする。

（公開決定者の遵守事項）

**第12条** 公開決定者は、前条の規定により複製データの提供を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）当該複製データを適正に管理すること。

（2）当該複製データを目的以外に利用し、及び第三者への無断提供を行わないこと。

（3）目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに当該複製データの消去、記録媒体の返却又は粉碎等適切な処理を行うこと。

（公開状況の管理）

**第13条** 管理責任者は、公用車ドライブレコーダーデータ管理簿（別記様式第4号）を備えることにより、記録媒体に記録されたデータの公開状況について管理を行うものとする。

（その他）

**第14条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月31日規程第33号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。